

都内社会福祉法人の理事の状況（令和5年4月1日時点）

- 社会福祉法人現況報告書の「3.当該会計年度の初日における理事の状況」から、「(2)理事の現員」を集計しました。
- 理事は、6名以上置く必要がありますが、評議員の員数以上の理事を置くことはできません。
- 都内の1,053法人のうち、理事を6名置く法人が702法人（66%）、7名置く法人が142法人（13%）となっています。
- 事業区分別に分類すると、「その他」（社会福祉協議会等）に区分される法人は、理事を15名以上置いている割合が高くなっています。
- 収益規模別に分類すると、収益規模の大きい法人ほど、理事の現員数が多い傾向があります。

		法人数	理事 平均数	4名	5名	6名	7名	8名	9名	10名	11名	12名	13名	14名	15名 以上
全法人		1,053	7.0	3	13	702	142	66	34	23	11	15	12	9	23
事業 区 分 別	保育のみ経営	386	6.2	1	5	331	33	9	4	1	0	1	1	0	0
	障害のみ経営	195	6.7	0	2	123	38	18	7	3	1	2	1	0	0
	介護のみ経営	148	6.5	0	4	105	23	6	3	5	1	1	0	0	0
	複数事業を経営	211	6.8	2	2	119	39	23	14	6	4	2	0	0	0
	その他	113	10.9	0	0	24	9	10	6	8	5	9	10	9	23
収 益 規 模 別	5億未満	553	6.7	2	6	419	53	25	6	9	3	6	9	7	8
	5億以上10億未満	241	6.9	1	4	158	38	12	8	3	5	3	2	0	7
	10億以上20億未満	138	7.4	0	0	84	24	10	4	3	2	2	0	2	7
	20億以上30億未満	56	7.2	0	2	21	12	13	5	1	0	1	1	0	0
	30億以上	65	7.8	0	1	20	15	6	11	7	1	3	0	0	1

（注）厚生労働大臣所轄法人及び調査時点で現況報告書未提出の法人を除く。